

# 公益財団法人 日本ゴルフ協会 理事会規程

制定 平成 28 年 6 月 27 日

## (目的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (役員以外の者の出席)

第2条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## (理事会の種類及び開催)

第3条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、原則として3月及び6月に開催する。
- 3 臨時理事会は、必要があると認めたとときに開催する。

## (招集)

第4条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順序により他の理事がこれを招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

## (議長)

第5条 会長は、理事会の議長となる。なお、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順序により他の理事がこれに当たる。

## (決議)

第6条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第7条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 代表理事（会長）及び業務執行理事の選定・解職
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な使用人の選任及び解任
- (6) 委員長の任免
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) 内部管理体制の整備
- (9) 定款の定めに基づく役員 の損害賠償責任の免除
- (10) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (11) 理事会の招集権者の指定
- (12) 理事の競業取引の承認
- (13) 理事・法人間の利益相反取引の承認
- (14) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (15) 事業報告及び計算書類等の承認
- (16) 本部及び委員会の設置、改廃に関する事項
- (17) 各種規程、規則、細則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (18) その他法令及び定款に定める事項
- (19) その他重要な業務執行の決定

(報告)

第8条 会長及び業務執行理事は、次に掲げる各自の職務の執行状況等について、理事会に報告しなければならない。

- (1) 各委員会その他重要組織の活動状況
- (2) 理事会の決議事項のうち特に重要な事項の経過
- (3) 競業取引・利益相反取引に関する重要な事実
- (4) その他理事会から報告を求められた事項

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

令和4年3月9日 一部改訂